

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えてきた冬期技能講習など国の季節労働者冬期援護制度が廃止となり、雇用保険法の特例一時金が「40日分」に削減されました。季節労働者は、20万円前後の特例一時金で厳寒の3～4ヵ月間を生活しなくてはならないという深刻な事態となっています。健康保険や年金等の保険料を支払えない季節労働者が増えており、生命と老後を脅かしています。

政府は、平成19年度から「通年雇用促進支援事業」を実施していますが、予算規模が少なく、労働者の「所得保障」に係わるものは認められないことから、有効な対策となっていません。

「通年雇用化」は当然必要なことですが、世界的な金融・経済危機に端を発した日本経済に急速な景気後退により、昨年の雇用保険統計において、建設業に従事した季節労働者（短期特例被保険者）が対前年比1万人以上減少し、本年も更に5,000人以上減少していると示されており、厳しい雇用情勢の現状では、冬期間の雇用のみならず年間を通して失業する事態となっています。

よって、政府においては、抜本的な雇用・失業対策が求められている今、次の季節労働者対策・措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 雇用保険法施行令を改正し、特例一時金を「50日分」に戻すこと。
- 2 雇用対策の予算を大幅に増額し、季節労働者対策を含め地域の実情に即して活用できるようにすること。
- 3 「通年雇用促進支援事業」について、季節労働者の実態に即して抜本的に改善・拡充すること。
- 4 冬期援護制度を復活すること。季節労働者の冬期の失業に対する公的就労事業制度の創設など新たな対策を講ずること。
- 5 雇用を増やし、地域経済を下支える生活密着型の公共事業を拡大すると共に、地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

大空町議会議長 後藤 幸太郎

【 送 付 先 】

・ 内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫

・ 財務大臣 藤 井 裕 久

・ 厚生労働大臣 長 妻 昭

・ 国土交通大臣 前 原 誠 司

・ 農林水産大臣 赤 松 広 隆

・ 総務大臣 原 口 一 博